

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 6 年 12 月 2 日以降は健康保険証が新規発行されなくなります！

今月は[育児・介護休業法の改正のご案内](#)と併せて、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の新規発行が終了する件についてご案内いたします。

■ 令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証での運用が開始

令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診するという仕組みに移行となります。

なお現在お持ちの健康保険証については、令和 7 年 12 月 1 日まで使用することができます。

ただし、令和 7 年 12 月 1 日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

■ マイナンバーカードを所持していない、または健康保険証利用登録を行っていない場合は？

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「**資格確認書**」で医療機関等を受診することができます。

この資格確認書は、協会けんぽが必要であると判断をした方（マイナンバーカードを所持していない、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）を対象に、現行の健康保険証の有効期限がきれる前に届けられます。なお、この資格確認書の有効期間は最長 5 年間となり、保険者によって有効期間の長さは異なってくるようです。

■ 12 月 2 日以降の被保険者資格取得届、被扶養者（異動）届の変更点

健康保険証の新規発行が廃止される令和 6 年 12 月 2 日以降、以下の手続では新たに「**資格確認書発行要否**」欄が設けられます。

- 被保険者資格取得届
- 被扶養者（異動）届

新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合（マイナンバーカードを所持していない、又は利用できないような場合は、**届書の「口発行が必要」にチェックを入れることが必要となります。**

従業員がマイナンバーカードを持っていない場合に備え、資格確認書の申請プロセスを整備し、従業員に対してマイナンバーカードの取得を促すことも重要となってまいります。

また、本年 9 月頃より協会けんぽから「資格情報のお知らせ」が送付されていますが、マイナンバー下 4 桁の記載がないお知らせを受け取った方については、同封の「マイナンバー登録申出書」の提出をすることを促していくことも重要となってまいります。

参考 URL

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html 日本年金機構「令和 6 年 12 月 2 日以降は健康保険証が発行されなくなります」 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2024/202410/1018.html>

※本ニュースレターについては協会けんぽからの案内を基に作成いたしております。
健康保険組合に加入されている事業主様はご加入の健康保険組合からのご案内を参照ください。